

○美祢市美東地域未来を拓く学校づくり協議会設置要綱

令和5年11月29日

教育委員会告示第3号

(設置)

第1条 美祢市美東地域において、地域の将来を見据え、児童生徒や教師にとって未来を拓く学校をつくるため、美祢市美東地域未来を拓く学校づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、教育委員会に提言するものとする。

- (1) 魅力ある学校づくりに関すること
- (2) 開校年度に関すること。
- (3) 施設に関すること。
- (4) 通学上の安全確保に関すること。
- (5) 学校運営に関すること。
- (6) 校名、校歌及び校章等に関すること。
- (7) 学校指定用品に関すること。
- (8) 前7号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項に関すること。

(委員の構成)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる30人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから美祢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 保護者の代表者
- (3) 学校教職員の代表者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、施設一体型の校舎が供用開始される日の前日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 協議会に部会を設置する。部会の構成員は、協議会において決定する。

- 2 部会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長が行う。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長が決すところによる。
- 4 前3項の規定は、部会の会議に準用する。

(意見の聴取等)

第8条 協議会は、必要があると認める場合は、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年11月29日から施行する。

別表（第6条関係）

部会名	協議事項
総務部会	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の総合調整に関すること。 ・校歌、校旗、制服及び校章等に関する事。 ・継承式及び開校式に関する事。 ・他部会の所管に属しない事項に関する事。
PTA部会	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA組織に関する事。 ・活動計画に関する事。 ・通学上の安全対策に関する事。 ・スクールバスの運行に関する事。 ・同窓会に関する事。 ・各種会計に関する事。
教務部会	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある教育課程（カリキュラム）に関する事。

	<ul style="list-style-type: none">・各学校の交流に関すること。・学習規律等に関すること・校則に関すること。・指定用品に関すること。
施設整備部会	<ul style="list-style-type: none">・施設に関すること。・施設一体型小中一貫教育校の建設計画に関すること。・備品管理に関すること。